

## 確認手続き等の運用改善の方針に対する意見

平成 22 年 2 月 19 日

(社) 日本建築士事務所協会連合会  
会長 三 栖 邦 博

昨年 10 月に国土交通大臣の建築基準法の改正の表明を受け、国の関係団体へのヒアリングに対し、本連合会は、全国の単位会から寄せられた 700 項目を超える意見をもとに、「行政の関与は実体的な質の確保のため必要最小限とし、資格者に裁量と責任を持たせるべき」との観点から、実際に業に携わる設計・工事監理の実務者としての意見を提出しました。この意見は、運用レベルのものから法制度に係るものまで多様なもので、現場の実務者の痛切な思いがこめられたものであり、これらの意見集約による建築基準法の改正に多くの会員が期待していました。

このたびの運用改善の案は、緊急に対応すべき事項について方針を取りまとめたものでありますが、改善措置は一定の効果は期待されるものの、現行法令を前提にした省令告示の一部の改正にとどまっています。

去る 1 月 22 日に行われた国土交通大臣記者会見において、まずは緊急に対応すべきものとして運用改善を進めることとし、今後更に制度の見直しを進め、建築確認日数の短縮、構造計算適合性判定の対象建築物の限定、故意の場合に限っての罰則の強化等の法改正を検討したい旨の大臣発言に対し、本連合会としてもその実現に期待しているところであります。

このような認識のもと、本連合会は以下のとおり意見を取りまとめましたので、国におかれてはその内容について十分配慮してくださるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 建築基準法等の抜本改正検討の確実な実施

今回の改正は現行法令内の運用の改善であり、抜本的改善策としての、構造計算適合性判定の対象範囲や審査システム、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士制度の関与のあり方、既存建築物の増改築のあり方などの見直しなどを含む検討及びその結果に基づく法令等改正を確実に実施していただきたい。

#### 2. 改善・改正内容に対する設計実務者側との事前調整

建築確認等の適正な執行には、単に行政だけでなく、申請をする設計実務者側および確認検査側の双方の協力が必要不可欠です。大きな社会問題に発展した前回の制度改正に伴う事態は、これら実務者側からの現実的な検討が必ずしも十分ではなかったことによるものであることの反省点も踏まえ、今後の法律改正を含む抜本改正の検討

においては、運用レベルを含め、設計等実務者側および確認検査側、双方との事前調整を確実に行っていただくようお願いしたい。

### 3. 今回の改善措置の実効性が上がるようなきめ細かい対応

本連合会は、改正建築基準法施行後の混乱期においても運用の改善を強く要望し、国もこれに応じて運用の改善を最大限行い、また設計等実務者側および確認審査側双方の相応の努力により実効性をあげてきたところです。したがって、今回の運用改善において相当の効果をあげるため、実務者団体等からの意見聴取や事前調整を十分にを行い、実効性が高いものにしていただきたいと思います。さらに施行後において、運用改善の効果を確実にするため実務者団体等との継続的な協議の場を設けて頂きたい。

今回の運用改善案に対する具体的な意見としては、

#### (1) 申請図書の補正の拡大等

不備（申請者等が記載しようとする事項が合理的に推測されるもの）については、規定の趣旨に沿うものであれば個別の状況に照らし弾力的な対応ができるようにして、実際に補正の拡大につながるようにしていただきたいと思います。また具体的事例を示す場合は、事例以外のものについても規定の趣旨にそうものであれば、弾力的な対応ができるようにしていただきたいと思います。

#### (2) 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査

並行審査を最初から行うことは、指摘事項や補正事項に食い違いが生じた場合など手戻りや混乱が生じる恐れがあるので、これらのことが生じないよう留意していただきたい。

#### (3) 軽微な変更の拡大

「関係規定に適合することが明らか」については、規定の趣旨に沿うものであれば個別の状況に照らし弾力的な対応ができるようにして頂きたい。また具体的事例を示す場合は、事例以外のものについても規定の趣旨にそうものであれば、弾力的な対応ができるようにしていただきたいと思います。

#### (4) 大臣認定手続き

大臣認定（変更）手続きにおいても期間短縮の目標値および取組み方針を公表することとしていただきたい。

#### (5) 審査期間の短縮及び審査のバラツキの是正

・期間短縮の目標値および取組み方針の公表にとどまらず、目標値の達成状況および改善のための指導勧告内容等の公表も行うなど、少しでも期間短縮の実効性があがるようにしていただきたい。

・機関の間における適正な競争原理が働き、申請側の選択の幅を広げるため、全国において1地域内に複数の機関が指定されるよう指導して頂きたい。

・審査員のバラツキの是正のための措置は特に重要ですので、例えば審査員に対する研修など、具体的な策を示すなどして徹底していただきたい。